

○北海道防災対策基本条例

平成21年4月1日
北海道条例第8号

改正 平成26年3月28日条例第16号
改正 令和3年10月19日条例第34号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本方針等（第9条・第10条）

第3章 災害予防

第1節 地域防災力の向上（第11条—第13条）

第2節 災害に強い地域づくりの推進（第14条—第21条）

第3節 地域の特性に応じた防災対策の推進（第22条・第23条）

第4章 災害応急対策（第24条—第28条）

第5章 災害復旧（第29条）

第6章 その他の施策（第30条—第32条）

附則

海に囲まれ、広大な北海道に暮らす私たちは、その地理的条件等により、地震、津波、噴火、暴風、豪雨、豪雪等の様々な災害に見舞われ、大きな被害を受けてきた。津波によって多くの人命が失われた平成5年の北海道南西沖地震や住民が長期の避難を余儀なくされた平成12年の有珠山噴火、全道一円に多大な被害をもたらした平成15年台風10号等は、道民の記憶に深く刻まれている。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災は、想定をはるかに超えた巨大な津波等により我が国に甚大な被害をもたらした。このことにより、私たちは、災害の脅威を改めて思い知らされた。

道は、このような多様な災害に対応するために、これまで市町村や防災関係機関と連携し、防災対策の充実強化に努めてきた。しかし、近年の大規模地震等への対応から得られた教訓として、被害を最少限度に止めるためには、道、市町村等による対策に加え、道民が日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、道民が自らの安全を自らで守ること、道民、自主防災組織等が地域において互いに助け合うことが重要であることが認識されてきている。

このため、私たちは、道民が安心して暮らせるよう、それぞれの責務に応じた防災のための行動に努め、共に力を合わせて防災対策を推進し、地域の特性に応じた災害に強い地域づくりに取り組むことを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災のための対策（以下「防災対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道民、事業者及び自主防災組織等（以下「道民等」という。）並びに道の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）等の法令と相まって、防災対策の主体の協働による防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 防災関係機関 道の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）、道を警備区域とする陸上自衛隊、道の区域内の消防機関並び

に道の地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）をいう。

(4) 自主防災組織等 自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域において防災を主たる目的として自主的な防災活動を行う団体をいう。

(5) 防災対策の主体 防災対策の担い手となる道民等並びに道、市町村及び防災関係機関をいう。

(6) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

(7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（基本理念）

第3条 防災対策は、自助（道民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

2 防災対策は、災害時において、人命を守ることを最も優先させるとともに、被害を最小化することの減災の考え方を基本として行われなければならない。

3 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として行われなければならない。

4 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮することを旨として行われなければならない。

（道民の責務）

第4条 道民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

2 道民は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。

3 道民は、自主防災組織等の活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

4 道民は、過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災に寄与するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

2 事業者は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。

3 事業者は、自主防災組織等が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員の安全の確保に努めるものとする。

5 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に再開できるように、事業を継続する体制の整備に努めるものとする。

（自主防災組織等の責務）

第6条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域住民と協力して、地域における防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。

（道の責務）

第7条 道は、基本理念にのっとり、道民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災対策の主体と協働して、防災対策を総合的に推進する責務を有する。

2 道は、道民等が行う防災対策の支援に努めるものとする。

（市町村との連携等）

第8条 道は、法第5条第1項に規定する責務を有する市町村が防災対策において果たす役割の重要性にかんがみ、防災対策を推進するに当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村の防災対策に関する施策の推進について必要な支援に努めるものとする。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第9条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、防災対策を推進するものとする。

- (1) 道民等との協働により、道民運動として地域における防災対策を推進すること。
- (2) 災害時の備えを中心とした災害に強い地域づくりを推進すること。
- (3) 本道の地域特性に応じた防災対策を推進すること。

(推進計画)

第10条 知事は、防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 防災対策に関する目標
- (2) 防災対策に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第3章 災害予防

第1節 地域防災力の向上

(防災教育、防災訓練等の実施等)

第11条 道民は、地域で開催される防災訓練、道、市町村又は防災関係機関が提供する防災に関する情報等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。

2 事業者は、従業員に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

3 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、防災教育、防災訓練その他道民等が防災に関する知識を習得し、又は防災に関する意識の高揚を図るための機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）及び保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、及び災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主防災組織等に対する支援等)

第12条 道は、道民及び自主防災組織等との協働による防災対策を円滑に行うため、市町村及び防災関係機関と連携して、自主防災組織等の結成及び自主防災組織等が行う活動に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(ボランティアの育成等)

第13条 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、防災対策に必要な知識、経験、資格等を有する専門的なボランティア及びボランティアの連絡調整を行う者についてその育成、受入体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 災害に強い地域づくりの推進

(体制の整備)

第14条 道は、災害時に必要な業務を継続することができるよう災害応急対策等に関する実施体制を整備するものとする。

2 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、災害時に必要となる災害応急対策及び災害復旧に係る広域的な応援を行い、並びに当該広域的な応援を受け入れるための体制の整備に努めるものとする。

(要配慮者に対する事前の措置)

第15条 道は、市町村及び自主防災組織等と連携して、要配慮者への情報の提供及び避難行動要支援

者の円滑な避難の実施のための体制の整備に努めるものとする。

2 道は、市町村及び自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者が避難等の支援を受ける際に必要となる情報をあらかじめ提供することができ、かつ、その情報が適切に管理される環境づくりに努めるものとする。

(建築物等の倒壊の防止等)

第16条 道民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物、工作物並びに家具及び家財について、あらかじめ、災害による倒壊等を防ぐ措置を講ずるとともに、災害時にあっては、倒壊した工作物による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

(防災に関する施設等の整備)

第17条 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐことが適切に行われるよう、防災に関する施設及び設備について、計画的な整備を図るものとする。

(物資の備蓄等)

第18条 道民は、自らが災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄し、及び災害等に関する情報を収集できる機器を準備しておくよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員が災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資及び消火、救助等に必要となる資機材を備蓄し、又は整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。

3 自主防災組織等は、地域の住民が災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資及び消火、救助等に必要となる資機材を備蓄し、又は整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。

4 道は、災害時において当該災害が発生した市町村を支援するため、市町村及び防災関係機関における物資及び資機材の備蓄又は整備の状況を把握するよう努めるものとする。

(協定の締結)

第19条 道は、災害時の避難場所の提供、災害に関する情報の道民等への提供、災害時に必要とする物資又は資機材の供給、緊急輸送の確保その他災害応急対策及び災害復旧に関して、事業者との協定の締結に努めるものとする。

(防災に関する情報の提供等)

第20条 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、防災に関する情報の収集及び整理を行い、その情報を道民等に適切に提供するものとする。

(調査研究の推進)

第21条 道は、市町村、防災関係機関、研究機関等と連携して、防災対策を効果的に進める上で必要な調査研究を行うとともに、その成果を市町村、防災関係機関等で共有し、防災対策に反映させるよう努めるものとする。

第3節 地域の特性に応じた防災対策の推進

(積雪寒冷期における防災対策の推進)

第22条 道は、積雪寒冷という本道の地域特性に応じ、市町村及び防災関係機関と連携し、積雪又は融雪による災害への対策を推進するための体制の整備を図るとともに、積雪寒冷期における適切な情報の提供、避難路及び避難場所の確保等の対策を進めるものとする。

(孤立地区対策の推進)

第23条 道は、道内に孤立地区（災害の発生により交通が途絶する可能性が高い地区をいう。以下この条において同じ。）が多いことにかんがみ、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における孤立地区に対する医療の確保、物資の輸送、情報の提供等の防災対策を推進するための体制の整備を図るものとする。

第4章 災害応急対策

(情報の収集等)

第24条 道は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市町村及び防災関係機関と連携して、当該災害に関する情報を収集し、共有するとともに、速やかに道民等に当該災害に関する情報を提供するものとする。

(災害応急体制の確立)

第25条 道は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市町村及び防災関係機関と連携して、被災者の救助その他の災害応急対策を的確に実施するために必要な体制を速やかに確立し、法令等に基づき必要な災害応急対策を実施するものとする。

(円滑な避難等)

第26条 道民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自ら当該災害に関する情報を収集し、不要な外出の自粛、安全な場所への自主的な避難その他当該災害による危険を回避する行動をとるよう努めるものとする。

2 道民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法の規定に基づき避難のための立退きの準備その他の措置に関する通知若しくは警告、避難のための立退きの指示又は緊急に安全を確保するための措置の指示があったときは、これに応じて速やかに避難等の行動をとるものとする。

3 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

4 自主防災組織等は、災害時に、安全を確保した上で、地域の住民等に対し災害等に関する情報の伝達、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

(地域における共助)

第27条 道民等は、災害時に避難が必要な場合には、避難行動要支援者その他の要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣の住民への周知を行う等地域において相互に助け合うよう努めるものとする。

(ボランティアによる支援活動)

第28条 災害時において、ボランティアは、道及び市町村と連携を図り、被災地の状況に応じた支援活動を実施するよう努めるものとする。

第5章 災害復旧

第29条 道は、災害復旧に関し、災害からの復興を視野に入れ、市町村及び防災関係機関と連携して、速やかに施設の復旧及び被災者の援護に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 その他の施策

(災害に係る検証)

第30条 道は、道内で大規模な災害が発生した場合その他それ以外の災害に関し必要があると認める場合には、市町村及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うものとする。

2 道は、前項の検証の結果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

(表彰)

第31条 道は、防災対策の推進に関して特に功績があったと認められるものを表彰するものとする。

(財政上の措置)

第32条 道は、防災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。